

第70回 税理士試験 相続税法

●はじめに

第一問（理論）

近年続いていた解答項目のわかり易い出題傾向とは異なり、難易度の高い、また解答量も多い問題であった。条文をそのままベタ書きするだけでなく、自分の言葉で論述しなければならない箇所もあったため、規定に対する理解の伴った理論暗記ができなかった受験生にとっては、解答しづらい厳しい問題であったろう。

問1で主に問われたのは「未分割遺産に対する課税」における手続規定と、近年新設された「特別寄与者関連」の規定であり、この2点が漏れなく挙がっていれば合格点と言えよう。また、未学習の施行規則も挙がっているが、解答できなくても合否に影響はないであろう。

なお、解答スペースや制限時間等を考慮して模範解答には挙げなかったが、(3)の「子B及び子Cの課税価格の計算」の解答として法55条「未分割遺産に対する課税」について記述しても差し支えない。

問2は、相続税法のみなし贈与（低額譲受と債務免除）がテーマであったが、これを見抜けなかった受験生が多かったようである。また、自分の言葉で作文しなければならない部分が多かったため、解答量のわりに時間がかかる問題でもあった。法7条と8条の規定だけでもしっかりと挙げれば充分合格ラインに乗る答案となるであろう。

第二問（計算）

昨年と比べると全体的に難易度はやや難しく、ボリュームはやや多い問題であった。小規模宅地等の特例の計算、結婚・子育て資金関係及び障害者控除など、手間のかかる問題が多かったため、ケアレスミスを誘発するような問題であった。それらに引っかけからずに着いてミスなく解答できたかどうか合否の分かれ目になるであろう。

Z-70-E [第一問] 解答

問1 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)までの間に答えなさい。

[設例]

被相続人甲は、令和元年8月1日に死亡した。相続人は、子A、子B、子Cの3人であり、被相続人甲の死亡事実は死亡日において知った。

被相続人甲の財産は、居住用の宅地及び家屋5,000万円、預貯金4,000万円、有価証券3,000万円の合計1億2千万円であった。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかったことから、相続人は相続税法第55条の規定に基づき相続税の期限内申告を共同で行った。

その後、次のように遺産分割の協議及び特別寄与料の額の協議が成立した。

- ① 被相続人甲が、生前、居住の用に供していた宅地及び家屋は、Aが相続した。Aは、Aの配偶者Dと共に、その家屋で被相続人甲と同居していたが、相続税の申告期限以降も居住を継続している。
- ② Aの配偶者Dは、被相続人甲と同居し、その療養看護を務めていたことから、相続開始後、相続人であるB及びCに対し寄与に応じた額の特別寄与料の支払いを請求し、700万円の特別寄与料の支払いを受けることとなった。
- ③ B及びCは、預貯金及び有価証券を2分の1ずつ取得した。

- (1) Aが、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地について小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4）を適用するための手続について説明しなさい。
- (2) 相続税法に特別寄与料に係る規定が設けられている理由に触れつつ、Dの相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について説明しなさい。
- (3) 相続税法上、子B及び子Cの取ることができる申告等の手続について説明するとともに、子B及び子Cの課税価格の計算について説明しなさい。

(30点)

(1) Aが、小規模宅地等の特例を適用するための手続（措法69の4⑦⑧、規23の2⑧六）**6**

① 小規模宅地等の特例の規定は、相続税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）にイの事項を記載し、ロの書類の添付がある場合に限り、適用する。

イ この規定の適用を受けようとする旨

ロ 計算に関する明細書その他一定の書類

② 申告期限までに共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない特例対象宅地等について、申告期限後に分割されることにより小規模宅地等の特例の適用を受けようとする場合は、相続税の期限内申告書にその旨並びに分割されていない事情及び分割の見込みの詳細を明らかにした書類を添付しなければならない。

③ ①及び②の規定の適用については、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 特別寄与料に係る規定が設けられている理由、Dの相続税の課税価格及び税額の計算並びに申告手続

① 理由 **3**

無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした相続人以外の親族（以下「特別寄与者」という。本問のDが該当する。）は、民法の規定により、相続開始後相続人に対しその寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができるため。

② 相続税の課税価格及び税額の計算

イ 遺贈により取得したものとみなす場合（法4②）**4**

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

ロ 相続税額の加算（法18）**2**

相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族（その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となったその被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、算出相続税額にその100分の20に相当する金額を加算した金額とする。

③ 申告手続（法29①）**4**

相続財産法人に係る財産分与又は特別寄与料の額の確定の事由が生じたため新たに相続税の期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、その事由が生じたことを知った日の翌日から10月以内（注）に相続税の期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（注）その者が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで

(3) 子B及び子Cの取ることができる申告等の手続及び課税価格の計算

① 取ることができる申告等の手続

相続税法の更正の請求の特則（法32①）**6**

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の事由により課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

(事由)(法32一、七)

イ 未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法(寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

ロ 相続財産法人に係る財産分与又は特別寄与料の額の確定の事由が生じたこと。

② 課税価格の計算

債務控除(法13④、21の15②) 5

特別寄与料の額が特別寄与者の課税価格に算入される場合においては、その特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、その相続人の課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額からその特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

問2 次の設例に基づき、以下の問に答えなさい。

[設例]

Xは、平成20年4月に、Yに対し消費貸借契約に基づき金銭を貸し付けた。Xは、金銭債権の保全のためYが所有する土地Zに抵当権を設定した。令和2年8月に、Yは、土地Zの譲渡をもって代物弁済を行い、Xは、Yに対して有する金銭債権の残額（代物弁済直前の額）を消滅させた。

[問]

代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合について、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。

(20点)

1 土地Zの価額が金銭債権の額よりも大きい場合（低額譲受益）

(1) 趣旨 4

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、経済的実質においてはその財産の時価と対価の差額相当額は贈与により取得したものと同様の価値を有することとなるため、課税の公平の見地から、相続税法上の擬制により課税する。

本問においては、土地Zの価額と金銭債権の額との差額相当額をXが贈与により取得したものとみなして、低額譲受益としてXに対し贈与税が課税されることとなる。

(2) 関連する条文（法7）6

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与（その財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

2 金銭債権の額が土地Zの価額よりも大きい場合（債務免除等による利益）

(1) 趣旨 4

債務免除等は消極財産を消滅・滅失させるものであり、民法上の贈与にはあたらないが、経済的実質においては積極財産の贈与を受けることと同一である点に着目して、課税の公平の見地から、相続税法上の擬制により課税する。

本問においては、金銭債権の額と土地Zの価額との差額相当額をYが贈与により取得したものとみなして、債務免除等による利益としてYに対し贈与税が課税されることとなる。

(2) 関連する条文（法8）6

対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済（以下「債務免除等」という。）による利益を受けた場合においては、その債務免除等があった時において、その債務免除等による利益を受けた者が、その債務の金額に相当する金額をその債務免除等をした者から贈与（その債務免除等が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その債務免除等が次のいずれかの場合においては、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

イ 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務の全部又は一部の免除を受けたとき

ロ 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によってその債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき

▶予想配点◀

解答中に口で囲まれた数字として記載してあります。

▶理論合格ライン◀

問1の合格確実ラインは26点、ボーダーラインは22点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは12点、ボーダーラインは8点程度であると思われる。

Z-70-E [第二問] 解答

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算 (40点)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (24点)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地H	配偶者乙	2 98,592,000	(1) $(400,000 \times 1.00 + 360,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 300\text{m}^2 = 123,240,000$ (2)① I部分 $123,240,000 \times \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2} \times 60\% = 36,972,000$ ② J部分 $123,240,000 \times \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2} = 61,620,000$ ③ ①+②=98,592,000
家屋L	配偶者乙	10,000,000	$10,000,000 \times 1.0 = 10,000,000$
宅地M	孫 F	2 60,729,200	$350,000 \times 1.00 \times 0.92 \times 230\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\%) = 60,729,200$ $\times 1 \frac{230\text{m}^2}{14\text{m}} = 16.4\cdots\text{m} < 20\text{m} \quad \therefore 16.4\cdots\text{m} \rightarrow 1.00$ $\times 2 \text{ ① } 230\text{m}^2 < 650\text{m}^2 \quad \therefore \text{地積区分A}$ $\text{② } \frac{360\text{m}^2 - 230\text{m}^2}{18\text{m} \times 20\text{m} (=360\text{m}^2)} = 36.1\cdots\% \geq 35\%$ $\text{③ } \text{①、②より} 0.92$
家屋N	孫 F	2 5,440,000	$8,000,000 \times 1.0 \times (1 - 30\%) - 160,000 = 5,440,000$
宅地Q	養子D	2 100,881,000	$(300,000 \times 1.00 + 300,000 \times 0.95 \times 0.02) \times 330\text{m}^2 = 100,881,000$ (1) 1階 $100,881,000 \times \frac{165\text{m}^2}{330\text{m}^2} = 50,440,500$ $\times 330\text{m}^2 \times \frac{120\text{m}^2}{120\text{m}^2 \times 2} = 165\text{m}^2$ (2) 2階 $100,881,000 \times \frac{165\text{m}^2}{330\text{m}^2} = 50,440,500$ (3) (1)+(2)=100,881,000
家屋R	養子D	12,000,000	$12,000,000 \times 1.0 = 12,000,000$
宅地S	次男C	2 65,600,000	$82,000,000 \times \frac{80}{100} = 65,600,000$
T社株式	配偶者乙 次男C	2 8,962,800 2 720,000	<評価方法の判定> $\frac{11\text{個}(\text{乙}) + 4\text{個}(\text{C}) + 21\text{個}(\text{G}) + 2\text{個}(\text{丁})}{100\text{個}} = 38\% \geq 30\%$ $\text{乙 } \frac{11\text{個}}{100\text{個}} = 11\% \geq 5\%$ $\therefore \text{乙は同族株主に該当し、かつ、取得後の議決権割合が5\%以上であるため、原則的評価方式。}$ $\text{C } \frac{4\text{個}}{100\text{個}} = 4\% < 5\%、\frac{4\text{個}(\text{C}) + 11\text{個}(\text{乙}) + 2\text{個}(\text{丁})}{100\text{個}} = 17\% < 25\%$ $\therefore \text{Cは同族株主に該当するが、取得後の議決権割合が5\%未満で、役員でなく、中心的な同族株主に該当せず、他に中心的な同族株主(丁)がいるため、特例的評価方式。}$

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
			< 1株当たりの価額の計算 > (1) 類似業種比準価額 $3,452 - 100 = 3,352$ [2] (2) 配当還元価額 $\frac{(1,800,000 - 200,000 + 2,000,000) \div 2}{200,000 \text{株} \times 1} = 9 \geq 2.5 \quad \therefore 9$ ※1 $10,000,000 \div 50 = 200,000 \text{株}$ $\frac{9}{10\%} \times \frac{500 \times 2}{50} = 900$ ※2 $10,000,000 \div 20,000 \text{株} = 500$ (3) 原則的評価方式による評価額 ※1 $3,352 < 7,800 \quad \therefore 3,352$ ※2 $0.6 < 0.75 \quad \therefore 0.75$ (4) 特例的評価方式による評価額 $900 < 4,074 \quad \therefore 900$ (5) 評価額 乙 $4,074 \times 2,200 \text{株} = 8,962,800$ C $900 \times 800 \text{株} = 720,000$
貸付金	配偶者乙	[2] 16,115,200	$16,000,000 + 16,000,000 \times 1.2\% \times \frac{219 \text{日}}{365 \text{日}} = 16,115,200$
宅地V	配偶者乙	[2] ———	譲渡担保として所有権を移転されたものは、評価しない。
W社株式	長女B	[2] 15,160,000	(1) 772 (2) $640 \times (1 + 0.20) - 50 \times 0.20 = 758$ (3) 770 (4) 777 $\therefore 758 \times 20,000 \text{株} = 15,160,000$
()			
X社転換社債	長女B	[2] 20,031,874	※ $1,188 < 1,250$ ※ 1,280、1,300、1,230、1,188 $\therefore 1,188$ $\therefore 100.00 + 100 \times 0.50\% \times \frac{146 \text{日}}{365 \text{日}} \times (1 - 20.315\%) = 100.15937$ $100.15937 \times \frac{20,000,000}{100} = 20,031,874$

(2) 小規模宅地等の特例の計算 (2点)

(単位:円)

計 算 過 程	
① 特例対象宅地等 (対象資産及び減額割合 [2])	
乙 (特定居住用宅地等・I部分)	$36,972,000 \div 150 \text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 330 = 65,070,720$
乙 (特定居住用宅地等・J部分)	$61,620,000 \div 150 \text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 330 = 108,451,200$
D (特定事業用宅地等)	$50,440,500 \div 165 \text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 400 = 97,824,000$
C (貸付事業用宅地等)	$65,600,000 \div 164 \text{m}^2 \times \frac{50}{100} \times 200 = 40,000,000$

(2) 小規模宅地等の特例の計算 (続き)

(単位:円)

計 算 過 程		
<p>② 調整計算による減額金額</p> <p>乙 (特定居住用宅地等・J部分) から150㎡、D (特定事業用宅地等) から165㎡及び 乙 (特定居住用宅地等・I部分) から43.875㎡ $\left\{ 330\text{㎡} \times \left(1 - \frac{150\text{㎡}}{330\text{㎡}} - \frac{165\text{㎡}}{400\text{㎡}} \right) \right\}$ を選択する。</p> <p>乙 $61,620,000 \times \frac{150\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 49,296,000$</p> <p>D $50,440,500 \times \frac{165\text{㎡}}{165\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 40,352,400$</p> <p>乙 $36,972,000 \times \frac{43.875\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 8,651,448$</p> <p>$49,296,000 + 40,352,400 + 8,651,448 = 98,299,848$</p> <p>③ 併用計算による減額金額</p> <p>乙 $36,972,000 \times \frac{150\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 29,577,600$</p> <p>乙 $61,620,000 \times \frac{150\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 49,296,000$</p> <p>D $50,440,500 \times \frac{165\text{㎡}}{165\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 40,352,400$</p> <p>$29,577,600 + 49,296,000 + 40,352,400 = 119,226,000$</p> <p>④ ② < ③ ∴ ③</p>		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地H	配偶者乙	78,873,600
宅地Q	養子D	40,352,400

(3) 分割財産の価額の計算 (2点)

(単位:円)

$160,000,000 - 3,000,000 + 80,000 = 157,080,000$		
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	= 78,540,000
次男C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	= 19,635,000
養子D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	= 39,270,000
養子E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	= 19,635,000

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位:円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	配偶者乙	3,000,000	$3,160,000 - 160,000 = 3,000,000$
葬式費用	配偶者乙	1,000,000	$3,000,000 \times \frac{1}{3} = 1,000,000$
	長女B	1,000,000	
	次男C	1,000,000	

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算 (10点)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	配偶者乙 次男C 長女B	$\boxed{2}$ 15,080,000 $\boxed{2}$ $\left\{ \begin{array}{l} 17,000,000 \\ 3,000,000 \end{array} \right.$	$15,000,000 + 80,000 = 15,080,000$ $20,000,000 - 3,000,000 = 17,000,000$
同上の非課税金額	配偶者乙 次男C 長女B	$\triangle 11,751,870$ $\triangle 13,248,129$ —————	① $5,000,000 \times 5人 = 25,000,000$ ② $15,080,000 + 17,000,000 = 32,080,000$ ③ ① < ② \therefore $25,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{15,080,000}{32,080,000} = 11,751,870 \\ \frac{17,000,000}{32,080,000} = 13,248,129 \end{array} \right.$ ※ 長女Bは相続人でないため、適用なし。
生命保険契約に関する権利	養子D	$\boxed{2}$ 2,000,000	$3,000,000 \times \frac{2}{3} = 2,000,000$
保証期間付定期金に関する権利	次男C	$\boxed{2}$ 3,716,250	(1) $1,500,000 \times 4.955 = 7,432,500$ (2) 7,000,000 (3) (1) > (2) $\therefore 7,432,500 \times \frac{1}{2} = 3,716,250$
管理残額	養子E	$\boxed{2}$ 2,880,000	$4,000,000 + 6,000,000 - 2,800,000 = 7,200,000$ $7,200,000 \times \frac{4,000,000}{4,000,000 + 6,000,000} = 2,880,000$

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成27年	養子E	—————	相続開始前3年以内の贈与ではないため、適用なし。
平成30年	長女B	2,000,000	

(7) 相続人等の課税価格の計算 (2点)

(単位:円)

相続人等		配偶者乙	次男 C	養子 D	養子 E	長女 B	孫 F
遺贈による取得財産		54,796,400	66,320,000	72,528,600		35,191,874	66,169,200
分割財産		78,540,000	19,635,000	39,270,000	19,635,000		
みなし取得財産		3,328,130	7,468,121	2,000,000	2,880,000	3,000,000	
債務	債務	△3,000,000					2
葬式費用	葬式費用	△1,000,000	△1,000,000			△1,000,000	
生前贈与財産の加算額					—	2,000,000	
課税価格 (1,000円未満切捨て)		132,664,000	92,423,000	113,798,000	22,515,000	39,191,000	66,169,000

2 納付すべき相続税額の計算 (10点)

(1) 相続税の総額の計算 (2点)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
466,760		30,000+6,000×5人=60,000	406,760
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円	円
長女 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	203,380	64,521,000
次男 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	40,676	6,135,200
養子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{5}$	40,676	6,135,200
養子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	81,352	17,405,600
合計	5人	1	(100円未満切捨て) 100,332,200 円

(注) 法定相続人、法定相続分、法定相続人の数及び基礎控除額ができて 2

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算(4点)

(単位:円)

相続人等 区分		配偶者乙	次男 C	養子 D	養子 E	長女 B	孫 F
算出税額		28,516,734	19,866,747	24,461,401	4,839,702	8,424,284	14,223,329
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額				844,126		2,844,665
	贈与税額控除額 (暦年課税分)					② △194,000	
	配偶者の 税額軽減額	△28,516,734					
	未成年者控除額		△300,000				—
	障害者控除額					② △7,360,000	
納付税額 (100円未満切捨て)		0	19,566,700	24,461,400	5,683,800	870,200	17,067,900

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算(4点)

(単位:円)

加算及び控除項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割 加算額 (計算パターン②)	養子 E	844,126	$(4,839,702 - 4,839,702 \times \frac{2,880,000}{22,515,000} \text{ (円未満切捨て)}) \times \frac{20}{100}$ =844,126
	孫 F	2,844,665	$14,223,329 \times \frac{20}{100} = 2,844,665$
贈与税額控除額 (暦年課税分)	長女 B	194,000	(1)① $(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000$ =485,000 ② $485,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 194,000$ (2)① $(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000$ =530,000 ② $530,000 \times \frac{3,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 318,000$ (3)① $194,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000} = 194,000$ ② $318,000 \times \frac{0}{3,000,000} = 0$ ③ ①+②=194,000

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
配偶者の税額軽減額 (計算パターン②)	配偶者乙	28,516,734	(1) 28,516,734 (2)① $466,760,000 \times \frac{1}{2} = 233,380,000 \geq 160,000,000$ ∴ 233,380,000 ② 132,664,000 ③ ① > ② ∴ 132,664,000 ④ $100,332,200 \times \frac{132,664,000}{466,760,000} = 28,516,734$ (3) (1) ≤ (2)④ ∴ 28,516,734
未成年者控除額	次男 C 孫 F	300,000 —	100,000 × (20歳 - 17歳) = 300,000 法定相続人でないため、適用なし。
障害者控除額	長女 B	7,360,000	(1) $200,000 \times (85歳 - 45歳) = 8,000,000$ ※1 ※2 (2) (1) + $100,000 \times 20年 - 2,640,000 = 7,360,000$ ※1 H12.10.22 ~ R 2.6.1 ∴ 20年(1年未満切上) ※2 ※3 $60,000 \times (70歳 - 26歳) = 2,640,000$ ※3 S 49.6.20 ~ H12.10.22 ∴ 26歳(1年未満切捨) (3) (1) > (2) ∴ 7,360,000

▶解答への道◀

1 相続人・法定相続人

養子Dは、代襲して法定相続人となった被相続人甲の直系卑属であるため、みなし実子となるが、養子Eは代襲して法定相続人となっていないため、養子としての取扱いとなる。したがって、他に実子があり、養子は1人となるため、実質的に養子の数の算入制限は受けない。

2 財産評価

(1) 宅地H

I部分とJ部分の利用者がいずれも同じであるため、全体を1つの宅地として評価する。なお、I部分は借地権であるため、宅地H全体の評価額を地積によりI部分とJ部分に分け、I部分に借地権割合を乗じた後にJ部分と合計して評価することとなる。

(2) 宅地M及び家屋N

被相続人甲は家屋Nを賃貸借契約により貸し付けているため、家屋Nを貸家として評価するとともに、宅地Mを貸家建付地として評価する。なお、宅地Mは不整形地であり、間口距離14m及び計算上の奥行距離を用いて評価する。

また、家屋Nの遺贈については、債務控除の資料において、預かり保証金の負担者を孫Fとする旨の遺言があるため、負担付遺贈として取扱う。

(3) 宅地Q及び家屋R

家屋Rの1階部分を被相続人の事業用、2階部分を別生計親族に使用貸借により貸し付けているため、家屋全体を自用家屋として評価するとともに、宅地Qを自用地として評価する。

(4) 宅地S

被相続人甲は賃貸借契約によりT社に貸し付け、連名で土地の無償返還に関する届出書を提出しているため、自用地としての評価額に100分の80を乗じて評価する。

(5) T社株式(取引相場のない株式)

① 評価方式の判定

配偶者乙は、同族株主に該当し、かつ、取得後の議決権割合が5%以上であるため、原則的評価方式により評価する。

二男Cは、同族株主に該当するが、取得後の議決権割合が5%未満であり、役員でもなく、中心的な同族株主に該当せず、他に中心的な同族株主(父丁)がいるため、特例的評価方式となる。

② 原則的評価方式による評価額

N社は、一般の中会社であるため、次の算式により評価する。なお、Lの割合が2つある場合には、大きい方の割合を使うこと。

$\left. \begin{array}{l} \text{類似業種比準価額} \\ \text{1株当たりの純資産価額} \end{array} \right\} \text{低い方} \times L + \text{1株当たりの純資産価額} \times (1 - L)$	※
--	---

※ 取得者グループの議決権割合の合計が50%以下であるため、1株当たり純資産価額に100分の80を乗じた金額とする。

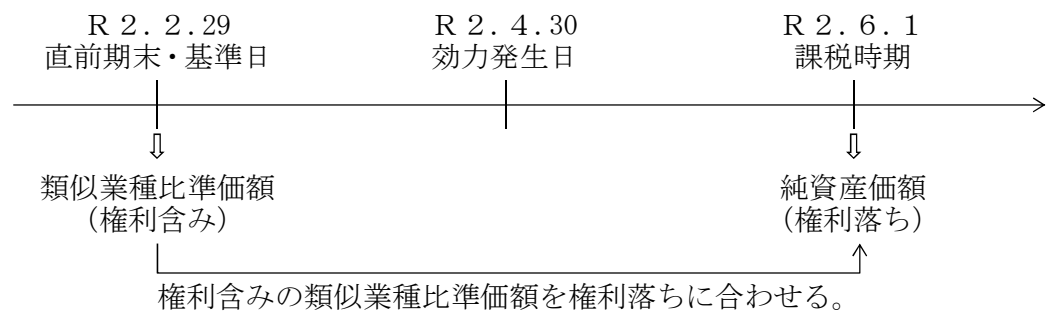
③ 特例的評価方式による評価額

特例的評価方式は次のとおりである。

- イ 配当還元価額
- ロ 原則的評価方式による評価額
- ハ イ、ロの低い方

④ T社は令和2年4月25日の株主総会で配当金交付を決議している。基準日から課税時期までの間に配当金交付の効力発生日があるため、類似業種比準価額を配当落ちの価額に修正しなければならない。

【図解】



(6) 貸付金

元本に既経過期間に対応する利息を加えて評価する。なお、源泉徴収義務がないため、源泉徴収税額の計算は行わない。

(7) 宅地V

債権に係る譲渡担保として、所有権が債権者に移転された財産は、債務者の本来の財産となるため、債権者側においては、評価の対象外となる。

(8) W社株式(上場株式)

課税時期が株式の割当ての基準日以前にあるため、含みの評価となる。なお、令和2年6月の毎日の最終価格の月平均額は落ちの金額しかないため、含みに修正したうえで計算を行う。

(9) X社転換社債

金融商品取引所に上場されておらず、また、店頭転換社債として登録された転換社債以外であり、転換価格がX社株式の株価を上回っているため、市場価格がない利付債として評価する。なお、X社株式は東京証券取引所に上場しているため、株価については、通常の上場株式としての評価額となる。

また、利付債として評価する際の既経過日数については、前回の利払い日から相続開始時までの日数が与えられているため、145日で計算すべきだが、題意から146日で計算しても影響はないと思われる。

3 小規模宅地等の特例

(1) 宅地H

被相続人甲の居住の用に供されていた宅地を、配偶者乙が取得しているため、無条件で特定居住用宅地等に該当する。

(2) 宅地M

被相続人甲は、相続開始前3年以内に友人Pに貸し付けており、相続開始の日まで3年を超えて事業的規模で不動産の貸付を行っていないため、特例対象宅地等に該当しない。

(3) 宅地Q

家屋Rの1階部分に対応する部分については、被相続人甲が事業の用に供していた宅地であり、事業承継親族である養子Dが取得し、継続要件を満たすため、特定事業用宅地等に該当する。なお、2階部分に対応する部分は別生計親族の居住用となるため、特例対象宅地等に該当しない。

(4) 宅地S

T社に対して賃貸借契約により貸し付けているが、被相続人及びその同族関係者の直前の持株割合が50%以下であり、取得した次男Cは同社の役員でもないため、特定同族会社事業用宅地等に該当せず、申告期限まで所有及び貸し付けを継続しているため、貸付事業用宅地等に該当する。

4 みなし財産

(1) a 生命保険

被相続人甲が被保険者であり、被相続人甲が保険料の全額を負担しているため、保険金受取人が取得した保険金に対して相続税が課税される。なお、相続開始時において、前納保険料があるため保険金額に含めて計算する。

(2) b 生命保険

被相続人甲が被保険者であり、被相続人甲が保険料の全額を負担しているため、保険金受取人が取得した保険金に対して相続税が課税される。なお、相続開始時に契約者貸付金があるため、受取人である次男Cは保険金額から契約者貸付金の額を控除した金額となり、同時に契約者である長女Bに契約者貸付金相当額の課税を行う。

(3) c 生命保険

生存している配偶者乙が被保険者であるため、契約者に対し、解約返戻金のうち被相続人甲が保険料を負担している部分について、生命保険契約に関する権利として相続税が課税される。

(4) d 生命保険

被相続人甲が定期金により取得していた保険金についての継続受給権に該当するため、継続受取人である次男Cに対し、被相続人甲が保険料を負担している部分について、保証期間付定期金に関する権利として、相続税が課税される。なお、問題文の指示により、残存期間5年の有期定期金として評価する。

(5) 管理残額

養子Eは被相続人甲から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受けており、贈与者である被相続人甲が死亡したため、相続開始時の非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額である管理残額についてみなし課税される。

なお、養子Eは夫B'の母からも結婚・子育て資金の一括贈与を受けているため、被相続人甲の死亡に係る相続税の計算上、みなし課税される金額は、管理残額を非課税拠出額の比率（被相続人甲と夫B'の母からの結婚・子育て資金の比率）によりあん分した後の、被相続人甲からの贈与に相当する部分となる。

5 債務控除

葬式費用について、長女Bは相続の放棄をしているが、現実に葬式費用を負担しているため、債務控除の対象となる。

6 生前贈与

(1) 養子Eが被相続人甲から受けた結婚・子育て資金の贈与については、相続開始前3年を超えており、非課税限度額の範囲内でもあるため、生前贈与加算の対象とはならない。

(2) 長女Bが平成30年2月1日に贈与により取得した株式については、生前贈与加算の対象となるが、同年5月10日に贈与により取得した居住用不動産は、被相続人甲からの贈与ではないので、生前贈与加算の対象とはならない。

7 税額控除等

(1) 2割加算

養子Eは、一親等の血族及び代襲して相続人となった孫に該当しないため、2割加算の対象となる。

なお、管理残額に係る相続税額については2割加算の対象とならないため、算出相続税額から管理残額に係る相続税額を控除した金額に100分の20を乗じる。

(2) 贈与税額控除額（暦年課税）

長女Bは、平成30年中に被相続人甲及び夫B'から贈与を受けているため、直系尊属である被相続人甲からの贈与財産については特例税率を用い、夫B'からの贈与財産については一般税率を用いることとなる。

(3) 障害者控除

長女Bは前妻丙の相続において障害者控除の規定の適用を受けているため、被相続人甲の相続において控除限度額の計算を行う必要がある。なお、一般障害者から特別障害者へ程度が変更されているため、控除限度額の計算が特殊になる。また、控除限度額の計算に必要な既控除額は前妻丙の相続において控除した金額を求めることとなるが、障害者控除額を控除して納付税額が算出されている旨の指示があることから、当時の控除額である「1年間6万円で70歳に達するまで」の金額の全額を控除していると読み取れるため、その金額を既控除額とする。

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

▶計算合格ライン◀

合格確実ラインは42点程度、ボーダーラインは34点程度であると思われる。

●おわりに

合格確実ラインは80点程度、ボーダーラインは64点程度であると思われる。